

○ 訪問入浴介護

事業内容

自宅での入浴が困難な利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図るため、利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。

今後の方針

家族介護者の負担を軽減するため、サービス提供体制の確保に努めます。今後も利用者のニーズに対応したサービスの提供を図り、重度の要介護者が可能な限り自宅で生活できるよう、サービスの利用を促進します。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問入浴介護（人）	0	0	0
訪問入浴介護（人）	1,452	1,536	1,704

○ 訪問看護

事業内容

通院が困難な利用者の療養生活の支援と心身機能の維持・回復を図ります。訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者の自宅を訪問して、療養上の支援や必要な診療の補助を行います。

今後の方針

かかりつけ医や医療機関との連携を強化し、安定したサービス提供に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問看護（人）	288	324	384
訪問看護（人）	3,228	3,492	4,008

○ 訪問リハビリテーション

事業内容

通院が困難な利用者の心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けます。理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

今後の方針

可能な限り自宅で自立した日常生活を営めるよう、安定したサービス提供体制の確保を図ります。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問リハビリテーション（人）	228	228	240
訪問リハビリテーション（人）	1,152	1,176	1,224

○ 居宅療養管理指導

事業内容

通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握して、療養上の管理及び指導を行います。

今後の方針

栄養改善や口腔機能向上などの指導を含め、生活機能の維持及び向上を目的としたサービス提供により、要介護度の重度化の防止に努めます。

今後も、要介護認定者の増加に合わせて、利用者のニーズに対応できるサービスの提供を図ります。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防居宅療養管理指導（人）	120	156	180
居宅療養管理指導（人）	3,432	3,720	4,500

○ 通所介護

事業内容

利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

利用者がデイサービスセンターへ通所し、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを受けます。

今後の方針

要介護状態の改善に向けて、日常生活上の支援や生活機能の向上を図るため、安定したサービス提供に努めます。

制度改正により、小規模通所介護が地域密着型サービス等へ移行されることから、利用者が可能な限り自宅に近い事業所を利用できるよう地域の実情に応じたサービス提供体制の確保を図ります。

また、介護予防通所介護については、介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防通所介護（人）	3,864	3,996	2,148
通 所 介 護（人）	16,668	13,560	15,048

○ 通所リハビリテーション

事業内容

利用者が老人保健施設や病院、診療所等へ通所し、心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリを受けます。

今後の方針

ケアプランに応じた利用者の選択に柔軟に対応できるサービス提供体制の整備に努めます。

今後は医療機関との情報交換を密接に行い、質の高いサービス供給に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防通所リハビリテーション（人）	1,908	1,884	1,884
通所リハビリテーション（人）	9,516	9,732	10,104

○ 短期入所生活介護

事業内容

利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

利用者は特別養護老人ホームなどへ短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けます。

今後の方針

要介護認定者の増加に合わせて、利用者のニーズに対応できるサービスの提供を図ります。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防短期入所生活介護（人）	108	108	108
短期入所生活介護（人）	4,332	4,464	4,632

○ 短期入所療養介護

事業内容

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

利用者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所し、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活の支援などのサービスを受けます。

今後の方針

今後も、要介護認定者の増加に合わせて、利用者が必要時に利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防短期入所療養介護(人)	12	12	12
短期入所療養介護(人)	2,352	2,424	2,556

○ 特定施設入居者生活介護

事業内容

介護付きの有料老人ホームなどに入所している利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介助、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の介護を行います。

今後の方針

今後も、要介護認定者の増加に合わせて、必要に応じたサービスを提供してまいります。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防特定施設入居者生活介護(人)	0	0	0
特定施設入居者生活介護(人)	552	564	588

○ 福祉用具貸与

事業内容

心身機能が低下し日常生活に支障がある利用者の自宅等に、日常生活上の動作や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行います。

今後の方針

自立支援に資するサービスのひとつとして、適切なケアマネジメントにより妥当性、適合性を精査し、適正な利用を促進していきます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防福祉用具貸与 (人)	5,580	5,868	6,240
福祉用具貸与 (人)	21,456	21,924	23,916

○ 特定福祉用具販売

事業内容

心身機能が低下し、日常生活に支障のある利用者などに、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用（同一年度で 10 万円以内）の一部を支給します。

今後の方針

福祉用具貸与と同様に、自立支援に資するサービスのひとつとして、適切なケアマネジメントにより利用を促進していきます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定介護予防福祉用具販売 (人)	204	228	264
特定福祉用具販売 (人)	576	612	660

○ 住宅改修

事業内容

心身機能が低下している利用者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修を行う場合に、その費用(同一住宅、同一利用者の合計が20万円以内)の一部を支給します。

今後の方針

要介護状態の重度化を防止し、自宅において安心して生活できるよう必要な住宅改修の支援を図ります。

見込量	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防住宅改修(人)	252	288	336
住宅改修(人)	432	444	468

○ 居宅介護支援

事業内容

在宅サービスなどが適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設の紹介などを行います。

今後の方針

今後も要介護認定者等の増加に合わせて、利用者のニーズに応じた適切なケアプランが作成できるよう支援していきます。

介護予防訪問介護や介護予防通所介護のみの利用者については、平成29年度から、介護予防・日常生活支援総合事業においてケアプランを作成します。

見込量	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防支援(人)	9,780	10,200	7,824
居宅介護支援(人)	30,984	31,872	33,204

○ 夜間対応型訪問介護

事業内容

夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、利用者の自宅において、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援を行います。

今後の方針

事業の周知を図り、効果的な利用を推進します。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
夜間対応型訪問介護（人）	192	204	228

○ 認知症対応型通所介護

事業内容

介護が必要な認知症高齢者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどを行います。

今後の方針

今後、認知症高齢者のさらなる増加が予測されることから、サービスの質の向上を図るとともに、利用者のニーズに応じた、サービス供給体制の確保に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防認知症対応型通所介護（人）	0	0	0
認知症対応型通所介護（人）	336	372	408

○ 小規模多機能型居宅介護

事業内容

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。

今後の方針

今後、整備を予定している認知症対応型共同生活介護(グループホーム)と地域密着型介護老人福祉施設に併設して整備します。

将来的には中学校区に1か所の整備を目指し、計画的な整備を進めます。

見込量	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防小規模多機能型居宅介護(人)	48	72	96
小規模多機能型居宅介護(人)	1,092	1,272	1,476

○ 認知症対応型共同生活介護

事業内容

介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

今後の方針

認知症高齢者の増加に対応するため、定員18人の施設2か所を整備し、体制の確保に努めます。

見込量	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防認知症対応型共同生活介護(人)	0	0	0
認知症対応型共同生活介護(人)	1,296	1,728	1,728

○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業内容

居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排せつ、食事等の介助、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。

今後の方針

定員 29 人の施設 1 か所を整備し、重度要介護者の入所の推進に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人）	588	588	936

○ 地域密着型通所介護

事業内容

利用定員 18 人以下の小規模の通所介護事業所については、生活圏域に密着したサービスであることから、平成 28 年 4 月より地域密着型サービス等へと移行されます。

今後の方針

利用者が可能な限り自宅に近い事業所を利用できるよう、地域間のバランスに配慮した整備を進めてまいります。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型通所介護（人）	-	4,764	5,292

○ 介護療養型医療施設

事業内容

療養型病床群等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療を行います。

今後の方針

今後、介護老人保健施設などへの転用支援を図ります。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護療養型医療施設（人）	1,296	1,296	1,296

(4) 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開 ●●●●

離島であることから交通の便が悪く、サービスの利用が困難な地域であり、さらに高齢化率が50%を超えているため、介護予防の普及啓発やサービスの充実・維持が重要です。

○ 佐久島生きがいサービス

事業内容

佐久島に住む高齢者を対象に、体操やレクリエーションなどを行い、閉じこもり予防、要支援・要介護状態にならないよう介護予防に努めていきます。

今後の方針

要支援・要介護状態にならないよう予防や機能維持に努めます。

○ 渡船運賃の助成

事業内容

離島居住者の介護サービス利用者負担を軽減するため、渡船運賃を助成し、運賃負担額を軽減します。

今後の方針

引き続き、渡船運賃の助成を行い介護サービスの充実に努めます。

5 地域包括ケアの推進

(1) 地域包括支援センター機能の強化 ●●●●●●●●●●

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、7つの地域包括支援センターを中心に、地域住民・福祉ボランティア・NPO等の団体や保健医療機関・介護保険施設等の社会資源と連携し、地域の実態や課題整理、問題解決に向けての取り組みの検討を行い、地域包括ケアシステムを充実させていきます。

地域包括支援センターに求められる機能は多様化しており、地域包括支援センターの人員体制を含め機能の強化に努め、地域包括支援センターを軸とした関係機関とのネットワークの構築に努めます。

今後、地域包括支援センターの機能強化、問題の複雑化に対応するため、強化型・基幹型などの地域包括支援センターの整備を検討していきます。

○ 総合相談

誰もが身近な地域で気軽に相談ができる高齢者の保健・医療・福祉の総合的な相談窓口として、高齢者やその家族からの様々な相談を受け、その生活課題を把握して、必要なサービスを受けられるよう援助します。

○ 権利擁護

地域における虐待の早期発見、成年後見制度や消費者被害についての周知や啓発等を実施し、高齢者の方々が安心して暮らしていけるよう、総合的で重層的なネットワークを活用し、地域全体で高齢者の様々な権利を守る体制を構築します。

○ 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の状態変化に対して、適切なサービスが受けられるよう、様々な地域資源を活用したケアマネジメント体制を構築し、困難事例への適切な対応を図るため、ケアマネジャーの後方支援やネットワークの構築を支援します。

○ 介護予防ケアマネジメント

要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し介護予防・生活支援サービスが効果的かつ効率的に提供されるよう、ケアマネジメントとサービス利用の評価などを行うことで、適切な介護予防ケアプランの作成を行っていきます。

また、予防事業対象者を介護予防事業につなげ、介護予防を推進します。

○ 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターが中心となり、高齢者本人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備、他職種協働によるネットワークの構築のため、地域ケア会議の開催を推進します。

表 西尾市地域包括支援センター

圏域	名称・所在地	担当地区
西尾北部	西尾市地域包括支援センター社会福祉協議会 花ノ木町2丁目1（西尾市総合福祉センター内）	八ツ面 三和 室場
	西尾市地域包括支援センター中央 寄住町洲田18（西尾老人保健施設内）	西尾 花ノ木
	西尾市地域包括支援センター鶴城 桜町4丁目31（米津老人保健施設内）	鶴城 米津 西野町
西尾南部	西尾市地域包括支援センターいずみ 和泉町22（西尾病院内）	平坂 矢田 中畑
	西尾市地域包括支援センターせんねん村 平口町大溝77 （特別養護老人ホームせんねん村内）	寺津 福地南部 福地北部
一色	一色町地域包括支援センター 一色町前野新田48-3 （西尾市一色老人福祉センター内）	一色
吉良幡豆	吉良幡豆地域包括支援センター 鳥羽町迎49-2 （特別養護老人ホームしはとの郷内）	吉良 幡豆

(4) 災害等緊急時における体制の強化 ●●●●●●●●●●

高齢者の中には、災害などの緊急時に避難することが難しい人（災害時要援護者）も多くいるため、要支援者の適切把握や災害発生時の早急な救出・救護体制、被災後の支援体制を整えていきます。

○ 防犯・防災体制の整備

事業内容

地域包括支援センターや警察、民生委員、町内会等の連携を強化し、高齢者をねらった犯罪被害防止に努めます。また、災害時要援護者台帳を整備し、消防、自主防災会等と情報を共有し、有効な支援ができるような体制を整えます。

今後の方針

地域の資源を活用した、見守り活動など自主的な防犯・防災活動を支援・促進していき、緊急時に迅速な支援ができるよう努めます。また、高齢者が犯罪などの被害に遭わないようにするため、様々な情報を正しく伝える機会を拡充します。

○ 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

今後の方針

介護給付適正化計画に基づき、サービス受給者に利用状況を確認していただくため、介護給付費通知を実施します。

また、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし、西尾市介護保険サービス事業者等指導実施要綱に基づき、サービス事業者に対し定期的な指導を実施します。

○ 事業者情報の開示

今後の方針

サービス利用者が自らサービスを選択できるように、インターネットを通じて介護サービス情報が公表されています。介護サービスや事業所・施設等を適切に選ぶことができるよう、この制度の利用啓発に努めます。

サービス事業者に対しては、「WAMネット」や「介護サービス情報の公表制度」など積極的な自己情報の開示の促進を指導します。

○ 苦情対応・解決のための体制

今後の方針

市民が気軽に相談でき、適切な対応が図れるよう、市の相談窓口の充実のもとより、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談事業を充実します。また、相談窓口間の連携を強化します。

要介護認定に対する不満や、介護保険制度運営上の苦情相談について、保険者である市としても相談を受け付け、迅速かつ円滑な対応がなされるよう関係機関との連携に努めます。

愛知県国民健康保険団体連合会への手続きについては、利用者に説明を行い、速やかな引継ぎに努めます。

(3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保 ●●●●●●●●●●

介護従事者の人材の確保や育成については、愛知県や関係者と連携して、事業の周知啓発や従事者に対する情報提供、各種研修などを実施します。

サービスの質の確保や従事者のスキルアップに向け、従事者相互や他職種との連携を強化し、地域の問題についての情報の共有を進めることで、現場レベルの質の向上を目指します。

○ 介護ボランティア等の人材育成

地域で高齢者を介護する体制を整えていくため、介護ボランティア制度の仕組みを構築していくとともに、介護ボランティアの人材を育成していくための事業等を推進していきます。

公民館活動や老人クラブ活動、小・中学校などの教育の場、その他の団体活動の場などを活用して、福祉教室・ボランティア教室の開催に努めていきます。

団塊の世代が高齢期を迎えるのを見据え、地域における生活支援サービスの担い手として活躍できることも視野に入れ、専門的知識と技術を持ったボランティアを養成し、地域で高齢者を支える人材の育成に努めます。

また、地域福祉分野を始めとする社会貢献活動への参加を促していくため、社会福祉協議会等のボランティア養成事業を支援します。